

対日直接投資案件の発掘・誘致活動の強化に向けた
在外公館とジェトロ海外事務所の連携について

平成26年4月25日
外務省
経済産業省
日本貿易振興機構

対日直接投資の促進に向け、在外公館及びジェトロ海外事務所は以下のような連携を図り、海外における対日直接投資案件の発掘・誘致に当たることとする。

1 対外発信機会における連携

在外公館は、日本の投資環境や政策情報等について対外発信する機会を一層積極的に設けるとともに、当該機会を活用し、ジェトロ海外事務所から提供された対日直接投資に関する諸般の情報も踏まえた上で、大使・総領事等トップレベルも含めて対日直接投資を現地企業に呼びかけ、対日直接投資の意向（日本の投資環境に対する要望等を含む。）について感触を聴取する。加えて、在外公館・ジェトロ海外事務所の各々が有する経済界の人的ネットワーク・情報発信機会を相互に提供し、相乗効果を図る。

2 在外公館とジェトロ海外事務所の情報交換

在外公館・ジェトロ海外事務所は、対日直接投資に関連する経済情勢や政策情報等に関する情報交換を随時実施する。ジェトロ海外事務所は在外公館に対し、対日直接投資支援事業等に関する情報や広報ツールを随時提供する。

3 ジェトロ海外事務所における個別案件への対応と在外公館への報告

上記取組の中で在外公館が関与した対日直接投資の個別案件について、在外公館はジェトロ海外事務所に情報提供する。ジェトロは個別案件を支援することとした場合、守秘義務の観点から、投資の成立・不成立が確定する段階まで非開示であることに留意した上で（ただし、企業の了解が得られた場合は、当該案件を支援することとした旨を在外公館に連絡する）、当該案件の投資の成立・不成立が確定した段階で在外公館に結果を報告する。

以上